

海外経済要録

国際機関

◇国際商業銀行(International Commercial Bank Ltd.) の設立

6月15日、国際的に著名な5銀行によって「国際商業銀行」と称する新銀行がロンドンに設立された。設立に参加した銀行は、First National Bank of Chicago(米国)、Irving Trust Co.(米国)、Westminster Bank Ltd.(英国)、Commerzbank A.G.(西ドイツ)、Hongkong & Shanghai Banking Corp.(香港)の5行である。さきに発表された「欧州金融会社(La Société Financière Européenne)」の設立(5月号「要録」参照)に引き続き、再び世界の主要銀行による共同子会社が誕生したことは、世界経済の進展に対し国際的な大銀行が対処すべき一つの方向を示唆するものとして注目される。

新銀行の概要は次のとおり。

(1) 設立の目的

国際的に増大しつつある中・長期の資金需要に対し、順便な資金供給を行なうこと。

(2) 業務内容

一般の商業銀行と同様、すべての銀行業務を営むが、とくに中・長期の信用供与に重点を置く。資金調達は、預金およびユーロ・ダラー市場における債券発行を主体とし、更に出資5銀行からの長期借入れにも依存する(すでに5行による16.38百万ドルの長期貸付が決定されている)。

(3) 資本金

授権資本10百万ポンド。当初払込資本金は3.15百万ポンド。

(4) 本店所在地

ロンドン。

米州諸国

◇米国、投資免税および特別償却制度を復活

新規投資に対する免税措置および営業用建物に対する特別償却制度を復活する法律は、6月13日大統領の署名を得て発効した。

投資免税および特別償却制度は、昨年10月10日以降、

インフレ圧力を軽減する目的で一時停止されていたが、当初目標とされていた過剰設備投資の是正、住宅資金の確保などがほぼ達成されたこと、および最近の経済情勢の変化などにかんがみ、その繰上げ復活(停止期間は当初予定では1968年1月1日まで)が3月上旬来大統領から議会に要請されていた(4月号「国別動向」参照)。

同法の骨子は次のとおり。

(1) 停止期間(66年10月10日から67年3月9日まで)以降に発注された機械およびその他設備については7%の税額控除措置が適用される。また、停止期間中に発注された機械設備でも、67年5月25日以降に引き渡されたものについては同措置が適用される。

(2) 停止期間以降に着工された営業用建物については特別償却制度が適用される。また、停止期間中に着工された営業用建物でも、67年5月25日以降に完工したもののについては完工の度合いに応じた比例配分方式によって同措置が適用される。

(3) 投資免税は、従来年間について

$25,000 \text{ドル} + (\text{所要税額} - 25,000 \text{ドル}) \times 25\%$

の範囲で請求することができたが、これが

$25,000 \text{ドル} + (\text{所要税額} - 25,000 \text{ドル}) \times 50\%$

の範囲に引き上げられ、3月10日以降適用される。

なお、本制度の繰上げ復活に伴う減税額は、今後4年間に約17億ドルに達するものと見込まれている。

欧州諸国

◇欧州3共同体の統合決定

5月30日、ローマで開催されたEEC6か国首脳会議において、EEC、ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)、EURATOM(欧州原子力共同体)の統合をすみやかに実現することが決定された。これを受けて6月5、6日の両日行なわれた閣僚理事会で、統合後の単一委員会の議長につき人選が進められた結果、ケネディ・ラウンド交渉でEECの首席代表を務め、その手腕を高く評価されたJ. Rey氏(ベルギー)が指名され、欧州の3共同体は7月1日以降、新たな単一執行機関の下に統合されることとなった。新執行機関は、当面フランス、西ドイツ、イタリア各3名、オランダ、ベルギー各2名、ルクセンブルグ1名の計14名の委員(現在の3執行機関委員は計23名)によって構成されるが、最終的には委員は9名(フランス、西ドイツ、イタリア各2名、その他3国各1名)にすることとなっている。

◇EEC、共通農業政策の細目決定

7月1日から実施が予定されている穀物等の共同市場について、年初来6か国農相を中心にその実施細則が検討されてきたが、さる6月12、13日の両日にわたって開催された農業閣僚理事会において6か国間の合意が成立した。これにより、穀物、豚肉、卵、家禽等、共通農業政策の対象となる農産物の約半分が、予定どおり7月1日から単一市場として運営されることとなった。

穀物について採択された適用規則の概要は次のとおり。

- (1) 1967/68年度の共通価格等の決定(硬質小麦についていえば、トン当り指標価格125u. c.(1u. c. = 1ドル)、基準介入価格 117.5 u. c.、境界価格—この価格と輸入価格との差が輸入課徴金として徴収される—123.13 u. c.と決定)、
- (2) 1967/68年度の標準品質の決定、
- (3) 市場介入に関する一般規則の決定、
- (4) 硬質小麦生産者に対する援助額の決定、など。

◇英国、銀行業務等の改善に関する物価・所得委員会の勧告

物価・所得委員会(註)は政府の諮問に基づき昨年6月以来、物価・所得政策推進の一環として市中銀行の徴収する金融費用(bank charges)のあり方について検討していたが、このほど結論がまとまり、5月15日政府に対して報告書を提出した。同委員会は、この報告のなかで「金融費用のあり方を論ずるには、まず市中銀行のあり方について検討しなければならない」という立場から、金融費用のみならず銀行業務および経理など広範囲にわたって革新的な勧告を行なっている。

(注) 物価・所得委員会(Prices and Incomes Board)は1965年2月1日、①物価および所得の動向を調査すること、②政府から諮問された物価・所得の引上げ案件について答申すること、を目的として設立されたもので、中立の委員長、2名の副委員長および労使双方と学識経験者から選ばれた10名の委員によって構成されている。

市中銀行側では、同勧告の内容が妥当ではなく、かつ政府の諮問の範囲を逸脱するもので受け入れがたいとしており、今後政府が同勧告をどのように採り上げていくか注目されている。

勧告の要旨は次のとおり。

- (1) 現在、預金・貸出金利は、銀行間の申合せによって公定歩合の上げ下げに応じて自動的に決まることになっているが、今後はかかる申合せを廃止し、預金・貸出金利は銀行間の競争によって自由に決められるようにしなければならない。

預金・貸出金利に関するロンドン 手形交換所加盟銀行の申合せ

通知預金金利	公定歩合の2%安
当座貸越金利	
対 国 有 企 業	” と同率
対 地方公共団体	” の1/2%高
対 保 険 会 社	
対 住 宅 金 融 会 社	
対 一 流 企 業	
対 賦 払 借 用 会 社	” の1%高
対 そ の 他 企 業	申合せなし

- (2) 預金・貸出金利と公定歩合との間に直接的な関係がなくなっても、英蘭銀行は公開市場操作および特別準備預金制度の弾力的運用によって、また銀行以外の金融機関に対する流動比率制度等の適用によって、従来同様に有効な金融政策を運営しうる。
- (3) 銀行の預金・貸出金利の自由化に伴い、住宅金融会社協会が加盟住宅金融会社に対して預金・貸出金利の基準を指示している慣行も廃止しなければならない。
- (4) 預金・貸出金利の自由化と同時に、銀行は短期金融以外の金融にも積極的に乗り出すべきである。現在系列金融機関に行なわせている賦払い信用業務等は親銀行に吸収することが望ましい。
- (5) 地方公共団体の銀行借入れ金利は現在国有企業の借入れ金利より1/2%割高になっているが、これは不合理である。地方公共団体としては、今後、①必要資金の全額を低利の公共事業融資局(Public Works Loan Board)からの借入れに依存するか、②あるいは、新たな金融機関を設け、そこから資金調達を行なうようにすべきである。
- (6) 手数料に関して現在行なわれている銀行間の申合せを廃止し、この面でも銀行の競争を促進すべきである。また、銀行は手数料の料率を顧客に通知すべきである。
- (7) 現在、銀行は収益、内部留保等の計数を公表していないが、銀行の競争を促進する一助として、今後銀行はこれらの計数を公表すべきである。
- (8) 銀行は人件費の節減を図るため、今後3~4年間の求人数を従来より30%程度減らす一方、行員の再教育等によって事務の能率化に努めなければならない。
- (9) 各行の店舗が一地域に重複している場合が多いが、銀行の合併促進によってかかる事態を解消すべきである。
- (10) 銀行は現在営業時間を全国一律としているが、今後は各店の所在地の実情に即した営業時間を採用すべき

である。

◇英国、賦払い信用規制を一部緩和

英国政府は6月7日、自動車の賦払い信用条件に関する規制を次のとおり緩和すると発表、即日実施した。

- (1) 頭金率を40%から30%に引き下げる(昨年7月の規制強化前は25%)。
- (2) 賦払い信用期間を24か月から30か月に延長する(同27か月)。

今回の措置は、自動車業界の深刻な業況不振(現状のまま推移すれば本年中の売上げは昨年を25%下回るといわれていた)に対処して採られたものとみられており、最近政府が表明したマイルドなリフレーション政策の一環をなすものとして注目されている。

◇英国、設備投資に対する特別補助金の交付を迅速化

英国政府は6月14日、設備投資促進のための特別補助金制度(昭和41年2月号「要録」参照)を一部改正し、企業が新規設備に対し支出を行なったときから補助金交付までの平均期間を、現行15か月から12か月に短縮すると発表した。

本制度は、発足当初から、企業の支出後補助金交付までのタイム・ラグが大きい(当初18か月)点が弱点として指摘されており、政府は本年3月、これを15か月に短縮したが、その後も民間設備投資が依然不振を続けているため、ビジネス・マインドの刺激をねらって、再度の短縮に踏み切ったものとみられている。

なお、本制度に基づく補助金支給率(最高)は昨年12月、先進地域25%(当初20%)、後進地域45%(同40%)に引き上げられている。

◇英国、社会保険年金の増額等低所得者対策を発表

英国政府は6月21日、社会保険年金および児童扶養手当の増額を中心とする一連の低所得者対策を議会に提案した。

その概要次のとおり。

- (1) 社会保険年金(失業、停年退職、傷病、寡婦等の年金のほか、死亡一時金を含む)の支給率を本年11月から約10%引き上げる。
- (2) 児童扶養手当(16才未満の第2子以後の児童に適用)を本年7月から明年4月までの間、暫定的に約30%引き上げる。

社会保険年金の改正は、労働党政府のかねてからの公約であり、今回の提案はその一部実施を図ったものとされている。この措置の実施に伴う財政負担は、平年度2.3

億ポンドと見積られており、財源確保のため社会保険料率の引き上げが予定されている。政府は、今回の増額が小幅で1965年春以降の生計費上昇の範囲内である点を強調、保険料率の引き上げを口実とする物価・賃金の引き上げは全く認めないとの態度をとっている。

◇西ドイツ、売りオペレートを引下げ

ブンデスバンク理事会は、6月1日、大蔵省証券および食糧証券の売却レートをそれぞれ $\frac{1}{4}$ %方引下げ、翌6月2日から実施することを決定した。西ドイツのコール・レート(翌日物)は、5月12日の第4次公定歩合引下げ実施(3.5→3.0%)以降2~2 $\frac{3}{4}$ %ときわめて安定的に推移しており、今次措置はかかる短期市中金利の低下傾向に追随するとともに、今後の市中金利のいっそうの低下を促進するために採られたものとみられる。

ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新レート	旧レート
大蔵省証券		
30 ~ 59 日 物	2 $\frac{1}{2}$ %	2%
60 ~ 90 日 物	2 $\frac{3}{4}$ %	3.0
割引国庫証券		
6 月 物	3%	3%
1 年 物	3 $\frac{1}{2}$ %	3 $\frac{1}{2}$ %
1 年 半 物	3%	3%
2 年 物	4 $\frac{1}{8}$ %	4 $\frac{1}{8}$ %
食糧証券		
30 ~ 59 日 物	2 $\frac{3}{4}$ %	3.0
60 ~ 90 日 物	2 $\frac{1}{8}$ %	3 $\frac{1}{8}$ %

(注) 新レートは6月2日以降適用のもの。
旧レートは5月12日~6月1日間適用のもの。

◇西ドイツ、輸出信用会社の融資金利引下げ

西ドイツの輸出信用会社(Ausfuhrkredit G.m.b.H)は、同社の自己資金で行なういわゆるA枠融資の金利を $\frac{1}{4}$ %方引き下げて6 $\frac{1}{4}$ %とし、5月29日から実施することとした。なお、B枠(ブンデスバンクが輸出信用会社に対し再割引を認めている枠、現在15億マルク)の融資金利は、既に5月12日(前回公定歩合引下げ時)から $\frac{1}{2}$ %方引き下げられており、現行レートは4 $\frac{1}{2}$ %となっている。

◇フランス長期国債の発行

フランス政府は5月29日、国営企業および主要民間企業への貸付資金を調達するため、12.5億フラン(前年15億フラン)の長期投資国債を発行した。

長期投資国債の発行は、昨年、一昨年に引き続き第3回目である。また過去2回の発行が10月であったのに対し、今回の発行が約4ヵ月繰上げられたことについては、大蔵省では現在沈滞している設備投資をこれにより早めに促進する一方、市中の過剰流動性が消費に向かうことを防ぐためと説明しているが、社会保険の大幅赤字を主因にひっ迫している国庫の資金繰りを緩和することも一つのねらいであるとみられている。

(発行条件)

発行価格 額面の100%(前年と同じ)
 発行利率 6% ()
 期間 16年 (前年15年)
 発行券面額 400、1,000、10,000フランの3種
 償還方法 4年ごとに $\frac{1}{4}$ ずつ償還(ただし償還額は、4年目は額面の101.25%、8年目は同106.25%、12年目は同111.25%、16年目は同116.25%)

◇フランス、公共料金上げ

フランス政府は6月7日、国鉄とパリ交通公団の下記運賃の上げを承認した。

(1) 国鉄運賃

イ. 貨物運賃 平均5.85%引上げ(6月20日以降)
 (ただし、鉄鉱石、石炭、小麦等の物資の運賃については、引上率をより小幅とするか、引上げの実施時期を繰り延べる)

ロ. 旅客運賃

幹線(les grandes lignes)平均5%引上げ(10月1日以降)
 支線(les lignes de banlieue)平均30%引上げ(7月15日以降)

(2) パリ交通公団運賃(7月15日以降)

イ. 地下鉄 均一料金(2等)37→60サンチーム
 (1等)55→90
 通勤回数券(la carte hebdomadaire de travail) 3→4.8フラン

ロ. バス 均一料金区間の改訂、地方別料金の引上げを含み8~224%の引上げ

今次引上げの理由についてシヤマン運輸相は、①公営企業の収支を均衡させる、②政府からの補助金を削減する、③フランスの国鉄運賃は近隣諸国中最も低く、パリ交通公団の場合は60年以降運賃の引上げを行っていない、などの点をあげている。

なお、電力、ガスについても、近々料金引上げ(電力5~6%、ガス1.85~2%)が承認される見通しである。

◇フランス、景気支持策を決定

フランス政府は6月8日、停滞ぎみの国内景況に対処するため、一連の景気支持策を実施する旨を発表した。

今回の措置についてドブレ蔵相は、「インフレの危険を伴う積極的な景気振興策は避け、地道な景気支持策によって安定的な成長を図って行きたい」とその趣旨を説明している。同措置の内容はおおむね次のとおり。

(1) 公共投資促進措置

- イ. 官公需品の発注を促進する。
- ロ. 地方公共団体の投資計画を実現するため、預金供託金庫(Caisse des Dépôts)、地方開発金庫(la Caisse d'Aide à l'Équipement des Collectivités Locales)への追加融資を行なう。
- ハ. 電気通信施設の拡充計画に必要な資金を政府が融資する。

(2) 民間投資助成措置

- イ. 民間起債に対する発行繰延べ措置を緩和する。
- ロ. 企業の製品価格引上げを弾力的に容認する(「計画契約(Contrat de Programme)一昭和41年3月号要録」参照一の許可条件の緩和)。
- ハ. 輸出振興のため法人税の一部を輸出に伴う危険準備金として控除する。

(3) 各種信用規制措置の緩和(6月29日の国家信用理事会で正式に決定)

- イ. 賦払い信用の頭金率を引き下げる(乗用車30→25%、テレビその他25→20%)。
- ロ. 割賦金融業者の融資残高規制を緩和する(自己資本の9→10倍)。
- ハ. リース会社(Sociétés de prêt-bail)の借入限度を引き上げる(自己資本の2→3倍)。

(4) 住宅建設促進措置

- イ. 不動産金融公庫(Crédit foncier)の融資枠を増額(年間28.5→30.5億フラン)し、所要資金は政府が同公庫に特別融資する。
- ロ. 同公庫の各種貸付の条件を緩和する。

◇オランダ、市中貸出規制を撤廃

オランダ銀行はこのほど、市中銀行(商業銀行と農業銀行)に対し、市中貸出限度額規制および長期資産残高規制を撤廃することを通告した。オランダでは1963年10月以降、信用制度法第10条に基づき、オランダ銀行と市中銀行の代表機関との協定により、市中銀行の短期貸出(期間2年未満)の最高限度額を4ヵ月ごとに規制してきたほか、市中銀行保有の長期資産の残高が長期負債の残高を超過しないよう定めてきた。かかる金融引締め政策

により、国内景況は昨年末来漸次鎮静化の傾向を強めてきたため、本年3月には、公定歩合が引き下げられる(5.0→4.5%)と同時に、上記の市中貸出規制運用に伴う罰則規定が廃止され(4月号「要録」参照)、規制は事実上撤廃の形となっていたものである。

◇ベルギー、市中貸出規制の廃止

ベルギー国民銀行は、6月19日、昨年4月以降実施してきた市中貸出規制措置(市中貸出残高を、65年末に対し66年中は12%増、本年上期中は18%増以内とする)を7月1日から廃止することを決定した。本措置の廃止について、同行は「ベルギー経済は、昨秋以降景況が落ち着きに転じ、資金需要も鎮静化したので、昨年末の本措置延長に際しては設備投資および輸出関連要資を規制対象から除外するなど若干の緩和を行なった。しかし更年後も景気停滞傾向は改まらず、本年上期の拡大テンポがかなり鈍化することが明らかになったため、本措置の廃止を決定することとした」と説明している。

なお、本年上期末の市中貸出残高は65年末比16.8%増となっている。

◇スウェーデン、輸出保証限度枠引上げ

政府はこのほど、輸出信用保証局が行なう輸出保証の限度枠を400百万クローナ引上げ、3,250百万クローナとすることを決定した。なお同局は、既に輸出保証最高限度を1件当たり85%から90%に引き上げている(3月号「要録」参照)。

アジアおよび大洋洲諸国

◇インド、1967/68年度輸入政策を発表

インド政府は、さる4月、1967/68年度輸入政策を発表した。新政策の特色としては、①工業生産の75%を占める4種の優先企業に対するライセンス発給が大幅に緩和されていること、②ライセンス発給対象範囲が従来のように国営企業を中心とする大企業のみでなく、中小企業にも拡大されていること、などがあげられる。

その概要は次のとおり。

- (1) 優先企業は、年度間(1967年4月～68年3月)を通じてライセンスを継続的に取得できる。
- (2) とくに輸出関連企業については、ライセンスを取得するにあたって、輸入品目を自由に選択できる。
- (3) 優先企業は新規割当外貨のほか、前年度に割当てられた未使用外貨の使用が認められる。

◇アフガニスタン、第3次5か年計画の概要

アフガニスタン政府は、4月14日、第3次5か年計画(1967年3月21日～72年3月20日)を発表した。

その概要は次のとおり。

- (1) 本計画の重点は、主として農・工業および輸出の振興におかれている(第1～2次計画では運輸、エネルギー、かんがい、鉱物資源および人的資源の開発など経済基盤の整備に主眼がおかれていた)。

(2) 計画目標

イ. 国内総生産	5年間に25%増
ロ. 個人支出	〃 10 〃
ハ. 輸出	〃 44 〃
ニ. 歳入	〃 20 〃

(3) 投資規模

総投資額	300億アフガニ(6.7億米ドル)
公共部門	120 〃 (2.7 〃)
民間部門	180 〃 (4.0 〃)

なお、同計画ではインフレ抑制のため、政府の中央銀行借入れを通貨供給の9%(第2次計画で、同44%)以内に押えることとしている。

◇フィリピン、日本企業の営業活動を認可

フィリピン政府は、さる3月17日から5月末までに、あいついで、本邦商社13社に対して事業活動を認可した。これに基づき、これら商社は日本政府から為替管理法上の許可を得次第、フィリピンに支店を設置、7月ごろから逐次、営業を開始する予定となっている。

従来、本邦企業のフィリピンにおける事業活動は、日比友好通商航海条約(註1)が、フィリピン国会でいまだ批准されていないため(日本は1962年に批准済み)認められていなかったが、昨年5月17日の大統領布告(註2)により、同国の証券取引委員会が認可したものである。

同委員会は前記本邦商社のほか、さる3月、本邦楽器製造業1社に対して、合弁企業設立の認可(出資比率は日本の40%に対し、フィリピンは60%)を与えており、貿易および資本取引面におけるフィリピンの対日関係緊密化の努力は、本年にはいって、かなりの進展を示したといえよう。

(註1) フィリピン政府は、同条約批准の前提条件として、国内産業保護のため外国企業の事業活動に関する法案など6法案を今次国会に提出、うち5法案が下院を通過している。

(註2) マルコス大統領は、同条約の上院での批准見通しが依然として困難な反面、日比両国の経済関係がますます緊密化しつつある現状に対処して、1966年5月17日、証券取引委員会をはじめ中央銀行、国税庁、入国管理局に対し、日本企業の事業活動許可に必要な措置を採るよう指示した。

◇マレーシア、シンガポール、ブルネイ、新通貨の発行

従来マラヤ・ドルを共通通貨として使用していたマレーシア、シンガポール、ブルネイの3国は、6月12日、マラヤ・ドルを廃止し、それぞれ新通貨を発行した。

すなわち、マレーシアは、マレーシア中央銀行が、同日解散した通貨委員会から通貨発行権の移管を受け、新通貨マレーシア・ドル(略号 M\$, 1マレーシア・ドル=純金 0.290299 グラム)を発行した。平価は従来の英ポンドに代えて金で表示されることとなったが、英ポンドとの交換レートはこれまでどおり 1マレーシア・ドル=2シリング4ペンスで変更はない。一方、シンガポールは、同日新しく設立されたシンガポール通貨委員会が、新たにシンガポール・ドル(略号 S\$, 平価はマレーシア・ドルと同様 1シンガポール・ドル=純金 0.290299 グラム)を、また、ブルネイも同日、新たにブルネイ通貨委員会を設立、ブルネイ・ドル(略号 B\$, 平価はマレーシア・ドルと同じ)をそれぞれ発行した。

これら3通貨の間では、従来と同様、自由な相互交換性を維持するため、これら3国においてそれぞれの通貨の相互流通を認めることとし、各国通貨当局が他国通貨を回収、一定の相場で一定期間ごとに交換、過不足分を金・交換可能通貨で決済する取決めを3国間で締結した。

なお、通貨発行準備として、金・交換可能通貨(英ポンド以外の通貨を含む)を、マレーシアの場合、通貨発行高の80%以上としているのに対し、シンガポールでは100%と規定している(6月号「国別動向」参照)。

◇インドネシア、公定歩合等引下げ

インドネシア中央銀行は、6月17日、①国営銀行ならびに民間商業銀行に対する基本割引歩合(公定歩合)を、いずれも月利3~6%から2~4%に(注)、②これに伴い市中貸出金利を月利4~7%から3~5%にそれぞれ引き下げるとともに、③中央銀行の市中企業への直接貸出金利に関し、新たに肥料、殺虫剤などの輸入に対する融資に月利1%、国営企業復旧のための融資に月利1.25%の優遇金利を適用することとし、きたる7月1日から実施する旨発表した。

今回の措置は、同国の政局が安定し、物価・為替面に着きまのきざしがみられてきたのに伴い、従来インフレ・リスクを織り込んで決定されていた市中貸出金利が割高となり、これが市中金融をひっ迫させ、工業生産な

らびに輸出を停滞させている事情にかんがみ、金利体系の調整を一段と進めるためにとられたものとみられる。

(注) 必需品生産部門	月利2%(引下げ前 3%)
その他生産・輸出部門	“ 3”(“ 4.75)
その他	“ 4”(“ 6)

◇ニュージーランド、景気抑制措置

ニュージーランドは、旺盛な輸入需要ならびに羊毛の国際市況低下に伴う国際収支の悪化に対処するため、5月4日、金融引締めを含む景気抑制措置を発表した。

- (1) 商業銀行の当座貸越限度を7月までに10%削減する。
- (2) たばこ、輸入酒類、ガソリン、自動車、オートバイの販売税を引き上げる。
- (3) 自動車の新車登録税および年間登録税を引き上げる。
- (4) 輸出振興のため、輸出所得に対する既存の課税控除措置を1969年3月まで継続実施する。

共産圏諸国

◇第2回日ソ経済合同委員会開催

日ソ間の経済協力を討議するための第2回日ソ経済合同委員会は、昨年3月の第1回東京会議に続いて、本年は6月12日からモスクワで開かれ、同19日共同声明が発表された。

同会議で取り決められたおもな点は次のとおり。

- (1) 経済協力の諸問題を引き続き討議するため、次の専門委員会を設置する。
 - イ、極東林業開発、
 - ロ、ウドカン銅山開発、
 - ハ、西シベリア油田パイプ・ライン(チューメニ〜ナホトカ間)敷設、
 - ニ、貿易決済、
- (2) 極東港湾の整備拡充と海上輸送の改善のため、専門家の代表団を交換する。
- (3) 日ソ間の商取引を拡大し、日ソの沿岸貿易を含む貿易の諸問題につき意見交換を続ける。

なお、ソ連東欧貿易会とソ連科学技術国家委員会との間で科学技術協力協定が調印されるとともに、日ソ間の貿易目標を今後年間往復10億ドルとすること、第3回会議を明年両国の都合のよい時期に東京で開催すること、などが取り決められた。